厚生労働省
岐阜労働局
Gifu Labour Bureau

Press Release

岐　阜　労　働　局　発　表 平成２７年１１月１１日（水）

担当	岐阜労働局雇用均等室 室　　長　　木村久美子 地方機会均等指導官　祝迫　智子 電話 058－245－1550

「女性活躍推進法説明会」を開催します！

～平成２８年４月１日より事業主行動計画の策定が義務となります～

男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現を目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という)」が平成２７年８月２８日に成立し、事業主行動計画の策定義務が平成２８年４月１日から施行されます。

これにより、労働者３０１人以上を雇用する事業主は、自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析、行動計画の策定、社内周知、公表、届出、情報公表を行うことが義務化されました(**資料１**)。

県内の女性の現状は、雇用者比率はすべての年代で全国より高い(平成 22 年国勢調査)にも関わらず、平均勤続年数は８．９年(全国３８位、平成 26 年賃金構造基本調査)と短く、管理職割合は１１．４％（全国４７位、平成 22 年国勢調査)と少ない状況にあります(**資料２**)。

こられの状況を踏まえ、岐阜労働局(局長　本間　之輝)では、各職場において女性の活躍促進の取組を効果的に推進していただくことを目的として、下記のとおり女性活躍推進法に係る説明会及び相談会を開催いたします。

１　「女性活躍推進法説明会」の開催（資料３）

＜各会場の日程＞　当日の取材についてよろしくお願いします。

【岐阜会場】　日　時：平成 27 年 11 月 17 日（火）14：00～16：30
　　会　場：岐阜グランドホテル　ロイヤルシアター

【大垣会場】　日　時：平成 27 年 11 月 27 日（金）14：00～16：30
　　会　場：大垣市情報工房　スインクホール

【高山会場】　日　時：平成 27 年 11 月 25 日（水）14：00～16：30
　　会　場：飛騨・世界生活文化センター　会議室１

【多治見会場】　日　時：平成 27 年 11 月 19 日（木）14：00～16：30
　　会　場：セラトピア土岐　大会議室

２　「女性活躍推進法『一般事業主行動計画』策定・届出等相談会」の開催（資料４）

＜日　時＞　平成２８年１～３月の毎週水曜日１３時～１６時
＜会　場＞　岐阜労働局４階会議室(岐阜市金竜町５-１３　岐阜合同庁舎)
＜申　込＞　申込用紙に希望する日時を記入し、岐阜労働局雇用均等室までＦＡＸ又は郵便にてお送りください。

相談会開催の周知について御協力をお願いします。

添付資料

資料１　女性の職場における活躍を推進する女性活躍推進法が成立しました！

資料２　岐阜県内の女性の活躍の現状と課題

資料３　女性活躍推進法説明会

資料４　女性活躍推進法「一般事業主行動計画」策定相談会

女性の職場における活躍を推進する

女性活躍推進法が成立しました！

※　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【３０１人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成２８年４月１日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

３０１人以上の労働者（※）を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、１年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**３００人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

＜ステップ１＞
自社の女性の活躍状況を把握し（※1）、課題分析を行ってください（※2）

次の**女性の活躍状況**（①～④）については必ず**把握**し、**課題分析**を行ってください。

①採用者に占める女性比率　②勤続年数の男女差　③労働時間の状況　④管理職に占める女性比率

★　**女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツール**については、**年内に**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

（※１）そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、１０月頃お示しする予定です。

（※２）望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、１０月頃お示しする予定です。

＜ステップ２＞
行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ１の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間　(b)数値目標　(c)取組内容　(d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★　**女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベース**については、**来年２月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）行動計画の届出については、来年１月頃から受付を開始します。

（※）労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、１０月頃お示しする予定です。

（※）効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、１０月頃お示しする予定です。

＜ステップ３＞
自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★　**女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベース**については、**来年２月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、１０月頃お示しする予定です。

（※）公表項目はその中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！ 女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

（※）認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

（※）認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、１０月頃にお示しする予定です。

また、１０月頃お示しする予定の**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込む予定ですので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html

検索！ 女性活躍推進法特集ページ

今後お示しする予定の取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆　女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆　その他のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間　8時30～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

北海道	011-709-2715	東　京	03-3512-1611	滋　賀	077-523-1190	香　川	087-811-8924
青　森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京　都	075-241-0504	愛　媛	089-935-5222
岩　手	019-604-3010	新　潟	025-288-3511	大　阪	06-6941-8940	高　知	088-885-6041
宮　城	022-299-8844	富　山	076-432-2740	兵　庫	078-367-0820	福　岡	092-411-4894
秋　田	018-862-6684	石　川	076-265-4429	奈　良	0742-32-0210	佐　賀	0952-32-7218
山　形	023-624-8228	福　井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長　崎	095-801-0050
福　島	024-536-4609	山　梨	055-225-2859	鳥　取	0857-29-1709	熊　本	096-352-3865
茨　城	029-224-6288	長　野	026-227-0125	島　根	0852-31-1161	大　分	097-532-4025
栃　木	028-633-2795	岐　阜	058-245-1550	岡　山	086-224-7639	宮　崎	0985-38-8827
群　馬	027-896-4739	静　岡	054-252-5310	広　島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼　玉	048-600-6210	愛　知	052-219-5509	山　口	083-995-0390	沖　縄	098-868-4380
千　葉	043-221-2307	三　重	059-226-2318	徳　島	088-652-2718		

厚生労働省　都道府県労働局雇用均等室

平成２７年９月作成　リーフレットNo.１５

岐阜県の女性の活躍の現状と課題

女性雇用者数と女性の年齢階級別雇用者の割合

○ 平成22年の女性雇用者数は約38万人。雇用者総数に占める女性の割合は44.2%となっている。
○ 女性の年齢階級別雇用者の割合はM字カーブを描いており、また、ボトムの谷間は全国より深い。

【雇用者数の推移】

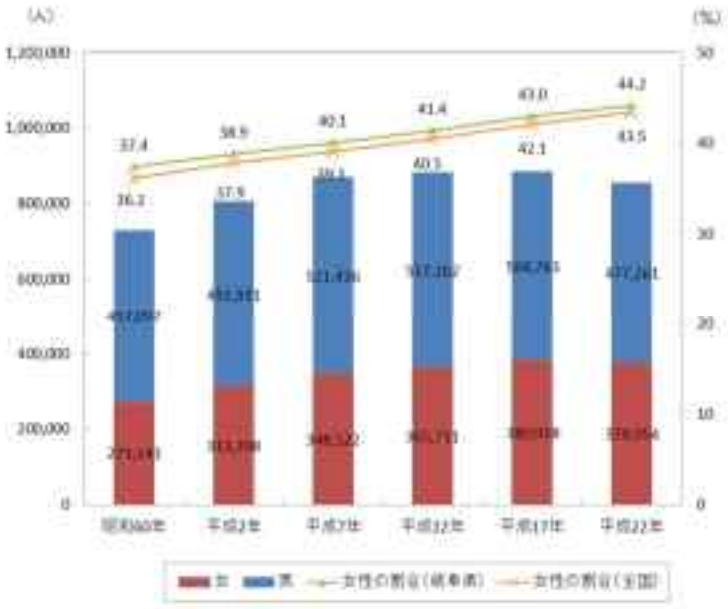

（資料出所）総務省統計局「平成22年度国勢調査」

【女性の年齢別人口に占める雇用者の割合】

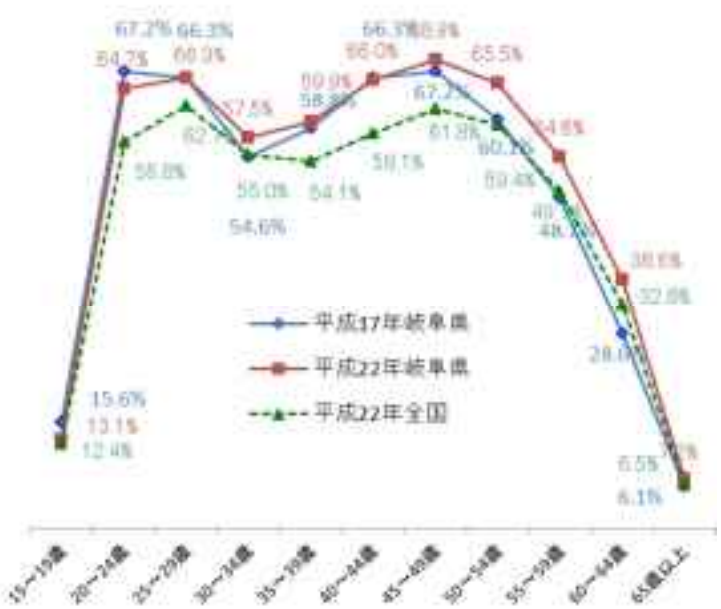

（資料出所）総務省統計局「平成22年度国勢調査」

管理職の女性比率

○　我が国の管理職に占める女性の割合は国際的に見るとその水準は低く、アジア諸国と比べても特に低い水準にある。また、岐阜県は、平均勤続年数は平成26年で8.9年(全国39位）、管理職に占める女性の割合は11.4%で全国最下位である。

女性労働者の平均勤続年数の推移

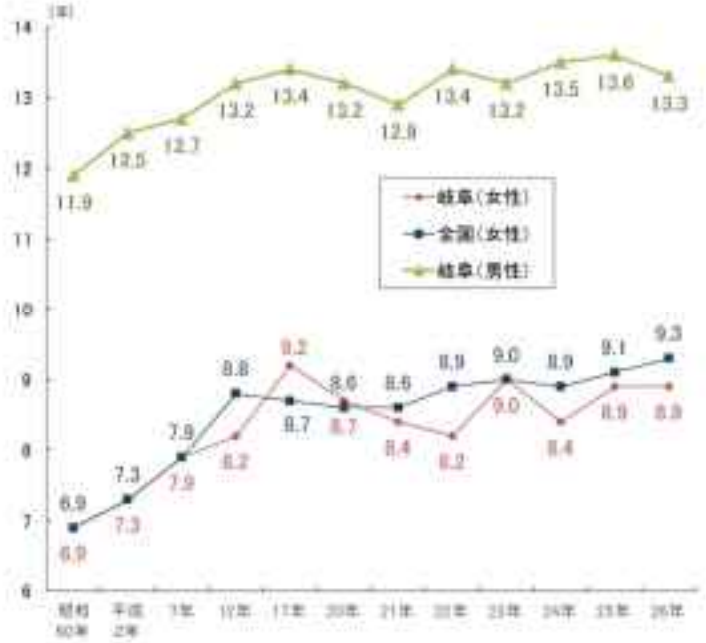

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

管理的職業従事者に占める女性割合の国際比較

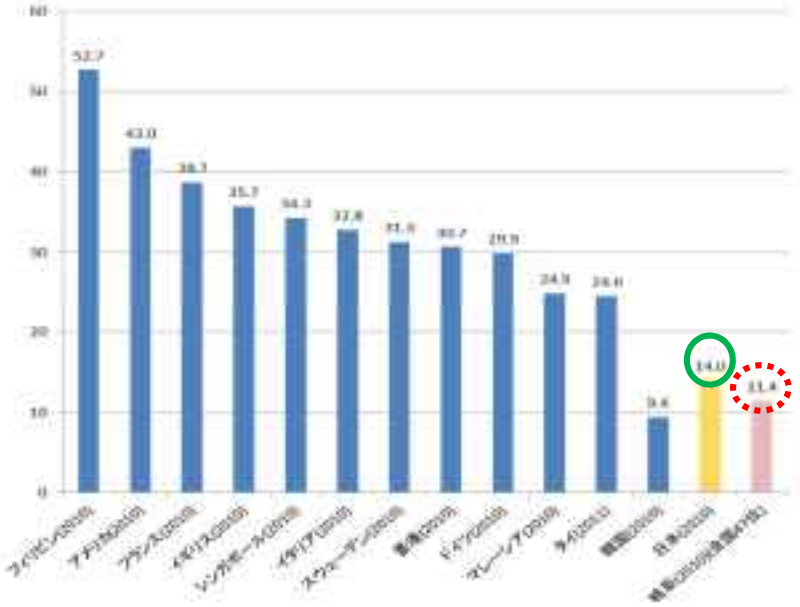

資料出所：総務省「平成22年国勢調査」、
その他：（独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2014」
注１）日本及びアメリカの分類基準（ISCO-08）とその他の国の分類基準（ISCO-88）が異なるので、単純比較は難しいことに留意が必要。
２）ここでいう「管理職」は、管理的職業従事者（会社役員や企業の課長相当職以上や管理的公務員等）をいう。
３）割合は、管理的職業従事者のうち女性の占める割合。

女性の活躍の「壁」

✎ 課長以上の昇進希望を持つ女性は１割程度にすぎない。

✎ 昇進を望まない理由のトップは「仕事と家庭の両立が困難になる」
【男女正社員のキャリアと両立支援に関する調査結果（平成25年）】

✎ 4割弱(36.6%)の企業は「女性採用なし」【平成26年度雇用均等基本調査】

✎ 総合職採用の競争倍率は、男性30倍に対し、女性43倍。
【平成26度コース別雇用管理制度の実施・指導状況】

④（女性にとって）
「昇進したいと思えない」

①（女性のことを）
「採っていない」

③（女性にとって）
「続けたくない」
「続けられない」

②（女性のことを）
「育てていない」

✎ 約６割の女性が第１子出産を機に退職。
【第14回出生動向基本調査（夫婦調査）】

✎ 妊娠・出産前後で退職した女性の約1/4は「仕事と育児の両立の難しさで辞めた」(26.1%)
両立が難しかった理由は①勤務時間のあわなさ（65.4%）②職場の両立を支援する雰囲気のなさ（49.5%）
【両立支援に係る諸問題に関する総合的研究調査（平成20年）】

✎ 将来的な育成に向けた教育訓練を受けている率は、25~44歳の全年齢層で男性よりも女性が低い。（30代後半の場合、男性28.8%／女性15.3%）【2009年「働くことと学ぶことについての調査」】

✎「営業」「生産」部門は約７割の企業が「男性９割以上の職場あり」と回答【採用・配置・昇進とポジティブ・アクションに関する調査(2014)】

― これらの根底には ―
「長時間労働」×「性別役割分担意識」(「男は仕事／女は家庭」等)

女性役職者が少ない理由

○ 女性役職者が少ない(※)理由については、「採用の時点で女性が少ない」や「現時点では、必要な知識や経験、判断能力などを有する女性がいない」、「可能性のある女性はいるが在職年数など満たしていない」、「女性のほとんどが役職者になるまでに退職する」、「女性本人が希望しない」という回答が多く挙げられている。

※「女性役職者が少ない」企業とは、女性役職者数が男性役職者数より少ない、又は全くいない役職区分（「係長・主任相当職」、「課長相当職」、「部長相当職以上」）が一つでもある企業のことをいう。

図：女性役職者が少ない理由（複数回答）

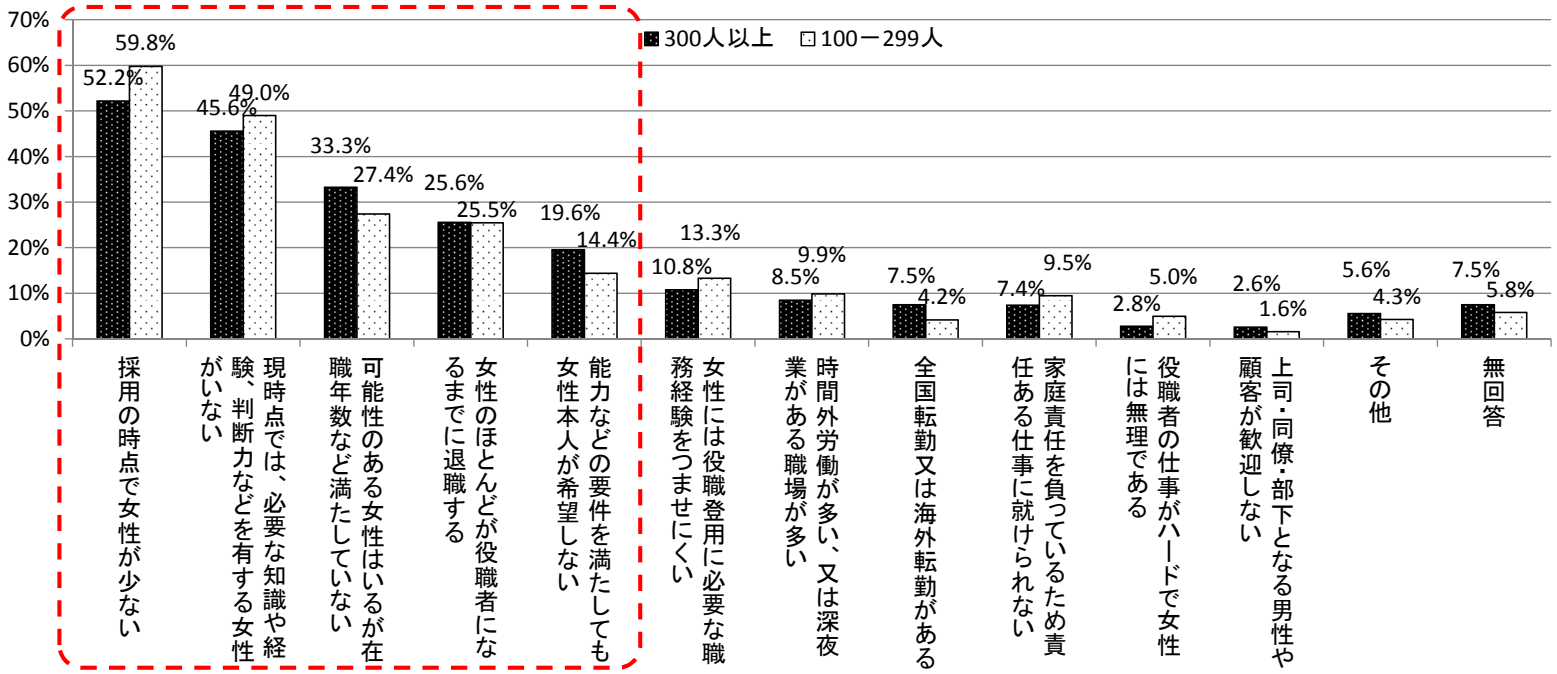

資料出所：JILPT「男女正社員のキャリアと両立支援に関する調査結果（平成25年）

資料3

女性活躍推進法説明会

少子高齢化の影響により労働力人口が減少している中、女性の就業継続や能力発揮の必要性は一層高まりつつあります。 今般、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が平成27年8月28日に成立し、平成28年4月1日施行となりました。

このため、女性活躍推進法及び労働行政の施策について本説明会を開催いたしますので、是非ともご参加くださいますようご案内申し上げます。

主催／岐阜労働局　　共催／岐阜県、公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会、一般社団法人 岐阜県経営者協会

日程・会場

【岐阜会場】
◆日　時：平成27年11月17日（火）　14:00～16:30
◆会　場：岐阜グランドホテル　ロイヤルシアター　定員300名
岐阜市長良648

【大垣会場】
◆日　時：平成27年11月27日（金）　14:00～16:30
◆会　場：大垣市情報工房　スインクホール　定員100名
大垣市小野4-35-10

【高山会場】
◆日　時：平成27年11月25日（水）　14:00～16:30
◆会　場：飛騨・世界生活文化センター　会議室1　定員70名
高山市千島町900-1

【多治見会場】
◆日　時：平成27年11月19日（木）　14:00～16:30
◆会　場：セラトピア土岐　大会議室　定員140名
土岐市土岐津町高山4

対象者　事業主　人事労務担当者　労働組合　男女労働者

内　容
◎ 女性活躍推進法について
◎ 多様な正社員化、労働契約法等について
◎ 改正労働者派遣法について
◎ 岐阜県の女性活躍・両立支援施策について

ポジティブ・アクション 普及促進シンボルマーク

■申込方法／事業所名、所在地、電話番号、参加会場、参加者職・氏名を記入し、FAX又は郵送にて
■申 込 先／岐阜労働局雇用均等室　電話058-245-1550　FAX 058-245-7055
〒500-8723　岐阜市金竜町5-13　岐阜合同庁舎4階

参加費 無料

FAX 058-245-7055　女性活躍推進法説明会申込書

事業所名 所在地・TEL				TEL
参加会場 いずれかに○	岐阜11/17 高山11/25	大垣11/27 多治見11/19	参加者職・氏名	

女性活躍推進法「一般事業主行動計画」策定相談会のご案内

平成27年9月に女性活躍推進法が成立し、労働者が 301 人以上の事業主は、平成28年4月1日までに「一般事業主行動計画」の策定・届出のための状況把握、周知、情報公表等の取組を行なうことが義務化されました。(300 人以下の事業主については努力義務となります。)

岐阜労働局では、法に沿った取組や認定制度等について、事業主からの相談に対応するための個別相談会を下記のとおり開催いたします。参加ご希望の各位は希望日時をご記入のうえFAX等にてお申込みください。労働者 300 人以下の事業主からの相談にも対応いたします。

■日時 ： 平成28年1月6日～3月30日までの毎週水曜日 13:00～16:00
■会場 ： 岐阜労働局4階相談室(岐阜市金竜町5－13 岐阜合同庁舎)
■相談内容 ： 女性活躍推進法にかかる状況把握、課題分析、「一般事業主行動計画」策定、届出、社内周知、情報公表、認定制度、「女性活躍加速化助成金」の支給要件、手続き等

FAX 058－245－7055

女性活躍推進法「一般事業主行動計画」策定相談会申込用紙

事 業 所 名 （電話番号）	（　　）
出席者職・氏名	

ご希望の日時・相談内容にチェックを付けて下さい。
※申込状況により調整させていただくことがあります。ご了承ください。

希望日		希望時間
□平成２８年１月　６日（水） □平成２８年１月２０日（水）	□平成２８年１月１３日（水） □平成２８年１月２７日（水）	□13:00～14:00
□平成２８年２月　３日（水） □平成２８年２月１７日（水）	□平成２８年２月１０日（水） □平成２８年２月２４日（水）	□14:00～15:00
□平成２８年３月　２日（水） □平成２８年３月１６日（水） □平成２８年３月３０日（水）	□平成２８年３月　９日（水） □平成２８年３月２３日（水）	□15:00～16:00

相談内容	□一般事業主行動計画　□情報公表　□認定制度　□女性活躍加速化助成金

※ご記入いただいた事業所名、氏名等の個人情報は、当相談会の目的の範囲内で利用いたします。

★ お申込み・お問い合わせ先
岐阜労働局雇用均等室　〒500－8723　岐阜市金竜町5－13　岐阜合同庁舎
電話　058－245－1550　**FAX　058－245－7055**